(MEWOEの約束)

MEWOEは、バングラデシュの関係法令に従い、バングラデシュからの特定 技能外国人の送出しに関して次の措置を行う。

- (1)送出機関が基準を満たしているか否かの審査を行い、当該機関がMEWO Eの認定基準を満たしていると認める場合には、認定を与える。また、前述の 内容に基づき認定を与える場合には、バングラデシュ国内の認定送出機関の 名称その他の情報を公表するとともに、その情報を日本の省庁へ提供する。
- (2) 認定送出機関が認定基準に適合していない活動その他の適切でない活動を行ったと思われる旨の通報を日本の省庁から受けた場合には、問題となっている当該送出機関を調査し、当該送出機関に対して必要な指導及び監督を行い、その結果を日本の省庁に報告する。
- (3) バングラデシュ国内の認定送出機関に対し、特定技能を有するバングラデシュの労働者を適切な方法で選定し、及び送り出すために必要な指導を行う。また、認定送出機関が認定基準を満たさなくなったと認める場合には、認定を取り消し、その結果を日本の省庁に通報する。
- (4) 日本の省庁から受入機関に対して発出した改善命令又は登録支援機関の 一覧について情報の提供を受けた場合には、当該情報をバングラデシュにお いて公表する。
- (5) バングラデシュからの特定技能外国人の送出しに関する照会を日本の省庁から受けた場合には、必要な情報を日本の省庁に提供する。

(日本側の約束)

日本の省庁は、日本の関係法令に従い、バングラデシュからの特定技能外国人の受入れに関して次の措置を行う。

- (1) MEWOEから、特定技能外国人を日本国に送り出す意図を有するバングラデシュの送出機関であって、MEWOEの認定を受けたものの情報を受領した場合には、当該情報を日本国において公表する。
- (2) MEWOEから上記バングラデシュ側の約束(3) に定める認定の取消しに関する情報を受領した場合には、当該情報を日本国において公表する。

- (3)受入機関に対して改善命令を発出した場合には、MEWOEに対して当該 改善命令を通報すること及び登録支援機関一覧を共有する。
- (4) バングラデシュからの特定技能外国人の受入れに関する照会をMEWO Eから受けた場合には、必要な情報を提供する。